

宮城県中小企業等特別高圧電気料金支援補助金交付規程

(趣旨)

第1条 宮城県中小企業等特別高圧電気料金支援補助金事務局（以下「補助金事務局」という。）は、宮城県中小企業等特別高圧電気料金支援事業運営事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第1条に定める趣旨に基づき、電気料金高騰の影響を受け、厳しい経営状況に置かれている県内中小事業者等を支援するため、交付要綱第8条の規定により宮城県から交付を受けた補助金の範囲内において宮城県中小企業等特別高圧電気料金支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める中小企業者及び同法第2条第5項に定める小規模企業者に該当するものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとする。なお、大企業とは、中小企業・小規模企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業・小規模企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業・小規模企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)から(3)に該当する中小企業・小規模企業者が所有している中小企業・小規模企業者
- (5) (1)から(3)に該当する中小企業・小規模企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業・小規模企業者
- (6) 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業・小規模企業者

(交付対象等)

第3条 補助金の交付対象となる補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する事業者で知事が認める者とする。

- (1) 小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結している事業者であって、令和5年4月から令和5年9月の間（以下、「対象期間」という。）に、特別高圧電力を宮城県内で使用する中小企業等
- (2) 小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結し、宮城県内の工場又は商業施設等（以下、「施設等」という。）を管理している事業者であって、当該施設等に対象期間に特別高圧電力に由来する電力を使用し、その電気料金を負担する中小企業等（以下、「テナント事業者」という。）が入居する事業者又はそれと同等と認められる者（以下、「施設管理者」という。）
- (3) テナント事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 国及び地方公共団体の施設を管理・運営する者
- (2) 発行済株式総額の20パーセント以上を県が保有している者
- (3) 電気事業者法第2条第17号に規定する電気事業者またはこれに類する者
- (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
- (6) 補助対象者又はその法人の役員が、暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等。暴力団又は暴力団員等との関係を有するもの。また、暴力団又は暴力団員等から出資等資金提供を受けている者
- (7) その他知事が補助金の交付について不相当と認める者

（交付対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、別表1に掲げるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付申請（以下、申請という。）をしようとする者は、補助金事務局に対し、その定める期日までに別表2に掲げる書類を提出しなければならない。

- 2 申請は、4月使用分から6月使用分、7月使用分から9月使用分の2回に分けて実施するものとする。
- 3 施設管理者は、自らの管理する施設等に入居するテナント事業者の申請を取りまとめて申請することができる。この場合、取りまとめの対象となったテナント事業者は、申請に必要な書類を施設管理者へ提出するものとし、テナント事業者が直接補助金事務局へ申請することはできないものとする。
- 4 施設管理者は、前項による申請を行わない場合は、自らの管理する施設等に入居するテナント事業者が使用する電力分を合計し、自ら申請することができる。この場合、施設管理者は、テナント事業者に対して、それぞれの電力使用量に応じて補助金相当額を適正に配分しなければならない。また、当該施設等に入居する対象となったテナント事業者は、申請に必要な書類を施設管理者へ提出するものとし、テナント事業者が直接補助金事務局へ申請することはできないものとする。
- 5 補助金事務局は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、宮城県知事を経由して県警本部長宛て照会することができる。

（交付の決定）

第6条 補助金事務局は、申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 補助金事務局は、前項の決定をする場合において、次の条件を付するものとする。
 - (1) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
 - (2) 補助金事務局は、必要に応じ、帳簿その他の関係書類の検査又は関係者への質問をすることができる。

（決定の取消し）

第7条 補助金事務局は、補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第8条 補助金事務局は、補助金の交付の決定を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第9条 補助事業者は、第8条の規定に基づく取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、そ

の命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を補助金事務局に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を補助金事務局に納付しなければならない。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月18日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。

別表1

補助内容	補助額
令和5年4月から令和5年8月までの間に使用した特別高圧電力に係るもの	1 kwh あたり 3.5 円を乗じた額
令和5年9月に使用した特別高圧電力に係るもの	1 kwh あたり 1.8 円を乗じた額
施設管理者が第5条第3項により申請する場合（施設管理者に対し、事務手数料相当額として）	テナント事業者1社あたり 2,500 円
施設管理者が第5条第4項により申請する場合（施設管理者に対し、事務手数料相当額として）	テナント事業者1社あたり 5,000 円

※補助合計額に千円未満の端数があった場合、切捨てとする。

別表2

申請方法	申請者	提出書類	提出時期
補助金事務局へ直接申請する場合	第3条第1項第1号に規定する事業者	1 交付申請書兼請求書（様式第1号） 2 誓約書（様式第3号）※ 3 契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料※ 4 電力使用量が確認できる資料 5 その他補助金事務局が必要と認める書類	4月分から6月分までの申請については、10月20日（金）までとする。
	テナント事業者	1 交付申請書兼請求書（様式第1号） 2 誓約書（様式第3号）※ 3 施設管理者の契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料※ 4 電力使用量が確認できる資料 5 特別高圧受電施設へ入居していることが分かる書類※ 6 その他補助金事務局が必要と認める書類	7月分から9月分までの申請する場合、または4月分から9月分までをまとめて申請する場合は、12月20日（水）までとする。
第5条第3項により申請する場合	施設管理者	1 交付申請書兼請求書（様式第2号） 2 誓約書（様式第3号）※ 3 契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料※ 4 その他補助金事務局が必要と認める書類	12月20日（水）までとする。
	テナント事業者	（施設管理者に提出する） 1 交付申請書兼請求書（様式第1号） 2 誓約書（様式第3号）※ 3 電力使用量が確認できる資料 4 その他補助金事務局が必要と認める書類	

<p>第 5 条 第 4 項 により 申請す る場合</p>	<p>施設管理 者</p>	<p>1 交付申請書兼請求書（様式第 2 号） 2 誓約書（各テナント分も含む）（様式第 3 号）※ 3 契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料※ 4 事業者別電力使用量一覧（様式第 4 号） 5 各テナントの同意書（様式第 5 号） 6 各テナントの電力使用量が確認できる資料 7 その他補助金事務局が必要と認める書類</p>	
--	-------------------	---	--

2 回目の申請にあつては、※印の書類を省略できるものとする。